

川崎市手数料条例第7条第3号の規定に基づく、新型コロナウイルスワクチンの 職域接種に係る診療所開設許可申請手数料免除の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市手数料条例（昭和25年3月29日条例第6号。以下、「手数料条例」という。）第7条第3号の規定に基づき、新型コロナウイルスワクチンの職域接種に係る医療法（昭和23年法律205号）第7条第1項に規定する診療所（医療法第1条の5第2項に規定される診療所。以下「診療所」という。）の開設許可申請の手数料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 本要綱の手数料免除の主体となるものは、令和3年6月1日付け厚生労働省発事務連絡に基づき職域接種を実施するために臨時に開設される診療所開設許可を申請する企業又は神奈川県内に医療機関を有しない医療法人等とする。

(対象手数料)

第3条 手数料条例第2条第157号（医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可申請手数料）の全額を免除する。

(免除対象期間)

第4条 手数料条例第7条第3号の規定に基づく前条に係る申請手数料の免除は、令和3年6月1日から令和4年9月30日までに申請したものに適用することとする。

(手数料の徴収)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為等により免除申請が行われた場合には、当該申請者に対して、期限を定め申請手数料を徴収することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この改正要綱は、令和3年12月1日から施行する。